

気候非常事態宣言（案）について

令和2年8月17日開催の環境審議会においてお示した気候非常事態宣言（案）の方向性について、令和2年9月17日から10月2日までの期間で、「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画素案」と同時に、任意の市民意見募集を行いました。

本審議会で頂いた意見及び任意の市民意見募集にていただいた意見を基に、気候非常事態宣言（案）の方向性を以下のとおり変更いたしました。

《前回》

- 1 気候変動の危機的状況を広く市民へ周知啓発し、市民一人ひとりが環境問題について意識を高め、行動することができる取組を推進します。
- 2 再生可能エネルギーの積極的な活用を進めるなど、2050年までに温室効果ガス排出量80%以上の削減に取り組みます。
- 3 市民、事業者、NPO・NGOを含む諸団体と連携し、気候変動対策に取り組みます。



《変更後》

- 1 市民一人ひとりが環境問題について意識を高め、行動することができるように、気候変動の危機的状況を広く市民へ周知啓発します。
- 2 節エネルギー・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの積極的な活用などにより、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて取り組みます。
- 3 市民、事業者、関係団体等と連携し、気候変動対策に取り組みます。